

# 御殿場市特大広告物改善事業補助金交付要綱

平成26年3月26日  
御殿場市告示第79号

## (趣旨)

第1条 市長は、御殿場市総合景観条例（平成25年御殿場市条例第46号。以下「条例」という。）第53条の規定に基づき、広告物等の是正を促進し、良好な景観等の形成の推進を図るため、条例の施行によって表示し、又は設置することができなくなる特大広告物等の改善又は撤去（以下「改善等」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 広告物等 表示する広告物又は設置する広告物を掲出する物件をいう。
- (3) 自家広告物等 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「一の住所等」という。）に表示し、又は設置する広告物等をいう。
- (4) 特大広告物等 自家広告物等であって、野立広告板、野立広告塔若しくは屋上広告物1基当たりの面積の合計又は壁面広告物1面当たりの面積が50平方メートル以上のものをいう。
- (5) 既存不適格広告物等 条例の施行の際現に静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第5条又は第6条第4項の許可を受けた特大広告物等であって、条例の規定を適用した場合に表示し、又は設置することができなくなるもの（条例第28条第3項各号に規定するものを除く。）
- (6) 事業費 既存不適格広告物等を、条例の規定に適合するように改善等をする事業（以下「改善事業」という。）に要する費用をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助対象者は、改善事業を行う者とする。

## (補助対象及び補助金の額)

第4条 補助対象とする既存不適格広告物等及び補助金の額は、別表のとおりとする。

## (交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御殿場市特大広告物改善事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（原則として縮尺2,500分の1以上の地図）
- (2) 施工前の既存不適格広告物等のカラー写真
- (3) 見積書の写し
- (4) 設計図並びに施工後の色彩及び意匠形態を記した図面
- (5) 一の住所等に存する自家広告物等の表示及び設置に係る許可証の写し（許可の期間内のものに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、御殿場市特大広告物改善事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 改善事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する書類を常に整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) 一の住所等に存する補助対象となる広告物等以外の自家広告物等を適法に掲出していること。
- (4) 改善事業により改善した広告物等については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。

（変更等の申請）

第8条 第6条に規定する交付の決定を受けた申請者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、御殿場市特大広告物改善事業変更等承認申請書（様式第3号）に当該変更の内容がわかる書類を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 第6条に規定する交付の決定の日から起算して5年以内に、施工後の広告物等の色彩又は意匠形態を申請の内容から変更しようとする場合（当該変更が条例第37条第1項に規定する軽微なものである場合を除く。）
- (2) 補助金の額が変更されることとなる変更をしようとする場合

(3) 改善事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認める場合は、御殿場市特大広告物改善事業変更等承認書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 事業者は、改善事業が完了したときは、御殿場市特大広告物改善事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

(1) 改善事業の完了を確認できるカラー写真

(2) 施工業者の領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、御殿場市特大広告物改善事業補助金交付確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 事業者は、前条の確定通知書を受領した日後10日以内に、御殿場市特大広告物改善事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を改善事業以外の目的に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に補助対象となる広告物等の改善又は表示内容の変更をしたことにより条例の規定に適合しなくなったとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この告示の失効前に交付の決定を受けた補助金の変更等の申請、変更等の承認及び交付の条件の履行並びに補助金の返還については、この告示は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象とする既存不適格広告物等			補助金の額
種類	経費	面積	
野立広告板 野立広告塔 屋上広告物 壁面広告物	事業費であって市長が必要と認められたもの	野立広告板、野立広告塔若しくは屋上広告物1基当たりの面積の合計又は壁面広告物1面当たりの面積が50平方メートル以上であること。	事業費の3分の1（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）と20万円とを比較していずれか少ない額とし、かつ、一の住所等につき20万円を限度とする。

年 月 日

御殿場市長 様

住所（所在地）

氏名 印

（名称及び代表者氏名）

御殿場市特大広告物改善事業補助金交付申請書

御殿場市特大広告物改善事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請額	円
2 広告物等の所在地	御殿場市
3 規制地域の区分	東山二の岡地区・国道 1 3 8 号等沿道地区・ 国道 2 4 6 号沿道地区・一般規制地区・ 御殿場駅周辺地区・普通規制地区
4 広告物等の区分	野立広告板 ・ 野立広告塔 ・ 屋上広告物 ・ 壁面広告物
5 改善予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
6 改善内容	
7 添付書類	(1) 位置図（縮尺 2，5 0 0 分の 1 以上の地図） (2) 施工前の既存不適格広告物等のカラー写真 (3) 見積書の写し (4) 設計図並びに施工後の色彩及び意匠形態を記した図面 (5) 一の住所に存する自家広告物等の表示及び設置に係る許可証の写し（許可の期間内のものに限る。） (6) その他市長が必要と認めたもの

様式第2号（第6条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市特大広告物改善事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった御殿場市特大広告物改善事業補助金について、次のとおり交付を決定したので御殿場市特大広告物改善事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 補助金の額 円
- 2 広告物等の所在地 御殿場市
- 3 広告物等の種類
- 4 改善内容
- 5 交付の条件 裏面のとおり

(裏)

(交付の条件)

- (1) 改善事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する書類を常に整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) 一の住所に存する補助対象となる広告物等以外の自家広告物等を適法に掲出していること。
- (4) 改善事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。

様式第3号（第8条関係）

御殿場市特大広告物改善事業変更等承認申請書

年 月 日

御殿場市長 様

住所 （所在地）

氏名 印

（名称及び代表者氏名）

年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、その事業内容の一部を変更したいので、御殿場市特大広告物改善事業交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付決定済額	円
2 変更交付申請額	円
3 変更理由	
4 変更内容	
5 添付書類	(1) 改善計画図（変更後） (2) 見積書（変更後） (3) その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市特大広告物改善事業変更等承認書

年 月 日付けで申請のあった御殿場市特大広告物改善事業の変更等について、次のとおり承認したので御殿場市特大広告物改善事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

- 1 変更後の補助金の額 円
- 2 変更等の内容

様式第5号（第10条関係）

御殿場市特大広告物改善事業実績報告書

年 月 日

御殿場市長 様

住所 （所在地）

氏名 印

（名称及び代表者氏名）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた御殿場市特大広告物改善事業が完了したので、御殿場市特大広告物改善事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額	円
2 事業完了年月日	年 月 日
3 添付書類	(1) 事業の完了を確認できるカラー写真 (2) 施工業者の領収書の写し (3) その他市長が必要と認めたもの

様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市特大広告物改善事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった御殿場市特大広告物改善事業について、御殿場市特大広告物改善事業補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補助金の確定額 円

年 月 日

御殿場市長 様

住所 (所在地)  
氏名 印  
(名称及び代表者氏名)

御殿場市特大広告物改善事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知を受けた御殿場市特大広告物改善事業補助金として、御殿場市特大広告物改善事業補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり請求します。

1 請求金額	円	
2 振込先	振込先金融機関名	
	支 店 名	
	預 金 種 目	普通 当座
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口 座 名 義 人	